

重金属等の有害物質を含む放射性廃棄物の埋設処分に関する対応について

令和3年2月3日
原子力規制庁

1. 背景

令和2年1月29日の「第4回原子力機構バックエンド対策監視チーム」において、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から、次のような説明及び要望があった。

- 機構が保管している放射性廃棄物の中には、放射性物質で汚染された鉛等が混入しているものがある。
- このような放射性廃棄物の埋設処分について、機構は、原子炉等規制法の基準への適合に加えて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）における最終処分場の構造基準に示された遮水工等の基準に照らした処分施設（トレンチ処分施設）の設計を検討している。
- 放射性廃棄物の埋設処分の安全規制は放射線安全に関する規制であるため、化学的有害物質への安全規制の在り方について検討してもらいたい。

2. 重金属等の有害物質を含む放射性廃棄物の埋設処分に関する規制等

廃棄物の処理等については、廃掃法で規制されるが、対象となる廃棄物から、放射性物質及びこれによって汚染された物は除外されている。

また、放射性廃棄物に含まれる重金属等の有害物質については原子炉等規制法の規制対象ではないことから、現時点では、どのような法令に基づき規制を行うか明確になっていない。

このため、原子力規制庁として、廃掃法を所管する環境省との間で意見交換を行うとともに、同省に対して意見照会（別添1）を行い、同省から回答（別添2）を得たところである。

3. 対応方針案について

今後、機構から重金属等の有害物質を含む放射性廃棄物の埋設処分に係る事業許可申請がなされた場合、重金属等の有害物質の扱いについては、原子炉等規制法の規制対象ではないものの、環境省とのやりとりを踏まえ、以下の対応をとることについて、委員会において議論いただきたい。

- ・原子力規制庁は、放射性廃棄物の埋設処分に係る事業許可基準への適合性の審査の他に、事業者に対して、埋設しようとする重金属等の有害物質を含む放射性廃棄物に応じた廃棄物埋設施設の設計及び管理の方法に関して、廃掃法の技術基準に相当する水準を満足していることその他重金属等の有害物質に対して講じる対策について確認を求める。
- ・上記の確認に当たっては、必要に応じて、廃掃法を所管する環境省等に廃棄物の処理に係る基準等について問合せを行う。また、関係機関とのやりとりについては、文書で行うか、又は、面談と同様に議事録を作成し公開する。
- ・原子力規制庁は、事業許可に係る審査書とは別に、重金属等の有害物質の埋設に関して、廃掃法の技術基準に相当する水準を満足していること等の確認結果について取りまとめる。

4. 今後の対応について

3. の対応方針案が了承された場合には、機構に対して対応方針を説明するとともに、重金属等の有害物質を含む廃棄物埋設についての具体的な計画が決まった段階で説明をしてほしい旨伝えることとしたい。

別添 1 : 重金属等の有害物質を含む放射性廃棄物の埋設処分に係る行政対応についての意見照会（原規規発第 2010218 号、令和 2 年 10 月 23 日）

別添 2 : 重金属等の有害物質を含む放射性廃棄物の埋設処分に係る行政対応についての意見照会（回答）（環循総発第 2011135 号、令和 2 年 11 月 13 日）